

利益相反管理方針の概要

Fintertech 株式会社

Fintertech 株式会社（以下、「当社」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることがないように、お客さまと当社またはグループ会社との間における利益相反管理に努め、その管理方針の概要を以下の通り公表いたします。

1. 利益相反管理体制

当社は、業務執行部門から独立した利益相反管理責任者、及び利益相反管理部署を設置し、グループ会社との連携の下、利益相反のおそれのある取引（以下、「管理対象取引」といいます。）の特定及び管理を行います。

2. 管理対象取引の種類

当社は、以下の種類により管理対象取引を特定いたします。

(1) 利害対立型

お客さまと当社またはグループ会社の利害が対立する取引

(2) 競合取引型

お客さまと当社またはグループ会社が同一の対象に対して競合する取引

3. 管理対象取引の管理方法

当社は、以下の方法を適切に選択することにより、管理対象取引を管理します。

(1) 管理対象取引の条件又は方法を変更する方法

(2) 管理対象取引を中止する方法

(3) お客さまへ利益相反の事実を開示する方法

(4) その他、利益相反のおそれがある状態を解消するために適当と認める方法

4. 管理対象となるグループ会社

金融商品取引法施行令第15条の16に規定される当社の親法人等及び子法人等

以上